

仙台湾南部海岸災害復旧事業が完了しました



仙台湾南部海岸は仙台市から福島県境までの3市2町にまたがる海岸で、背後地には商業施設や、工業施設などが多く、東北地方の中核拠点となっています。

平成12年度から海岸侵食の著しい岩沼市納屋地区海岸（蒲崎工区）、山元町山元海岸（笠野工区・中浜工区）を国土交通省直轄工事区域として直轄海岸保全施設整備事業を進めてきています。

平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震により仙台湾南部海岸では、全ての区間で津波が海岸堤防を越流し、押し寄せる津波や引き波により、堤防決壊や消波ブロックの飛散、堤防裏法面の流出、背後地盤の洗掘など甚大な被害を受けました。

この被害に対して、宮城県からの要請を受けて『東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律』に基づき、国土交通省が29kmの海岸堤防復旧を行いました。

平成29年3月をもって仙台湾南部海岸災害復旧事業が完了し、代行区間を宮城県へ返還しました。



仙台湾南部海岸の概要

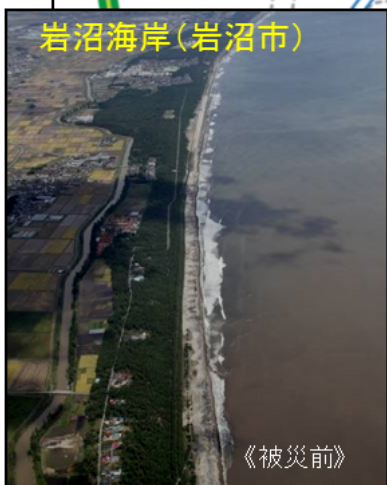
【仙台湾南部海岸に関する主な経緯】

- 平成12年8月：岩沼海岸(納屋地区)と山元海岸を直轄編入
- 平成23年3月：東北地方太平洋沖地震発生
- 平成23年3月：宮城県より仙台湾沿岸南部海岸の復旧に関する要望
- 平成23年4月：東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(代用法)公布施行
- 平成23年5月：権限代行に関する官報告示
仙台湾海岸(深沼地区)、名取海岸(関上・北釜地区)、岩沼海岸(相ノ釜地区)を代行区間として追加
- 平成29年3月：代行区間返還

《堤防復旧延長》

全体 L= 29km

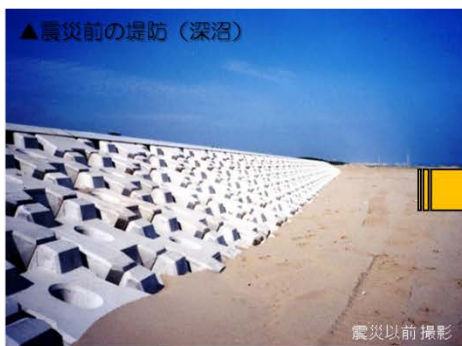
(既直轄区間 約12km + 権限代行区間 約17km)



仙台湾南部海岸
沿岸5市町の県内に占める位置づけ(県内シェア)

面積	人口	農業生産額	工業出荷額	商品販売額
15.1%	50.8%	13.3%	37.7%	81.4%

仙海岸



名取海岸



岩沼海岸



山元海岸



海岸堤防が完成しましたが、地震発生時および津波のおそれがある場合はすぐに、避難し自分の身を守りましょう。

